

海外旅行における運用手引書（第4版）

新型コロナウィルス感染症について世界的に行われてきた行動制限などの様々な制約は緩和・撤廃されてきている。また、外務省・感染症危険情報は、2022年10月19日に全世界を一律レベル1（十分注意してください）とした。日本においても、水際措置が大幅に緩和されており、現状（2022年10月19日時点）の水際対策等を踏まえた改訂を行う。

1 海外旅行における留意すべき基本原則

（1）事前に確認すべき事項

①海外渡航に関する日本国政府の方針について。

- ア 外務省・海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- イ 外務省・感染症危険情報とは
https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html
- ウ 厚生労働省・水際対策に係る新たな措置について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- エ 厚生労働省・日本へ入国・帰国する皆様へ
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>
- オ 厚生労働省検疫所
<https://www.forth.go.jp/index.html>

②必要な証明書、アプリ等について

必要な証明書等の書類やその提示・提出方法などの条件は、渡航先国・訪問地（以下、「デスティネーション」という）及び日本の入国要件や利用する運送機関（航空会社等）によって異なり、その条件は今後も刻々と変わる可能性があるため、最新の情報を収集すること。また、お客様に対して最新の情報を提供するよう努めること。

<最新情報の収集先の例>

- ・デスティネーションの在日大使館・領事館
- ・政府観光局
- ・厚生労働省
- ・外務省
- ・在外日本大使館・総領事館
- ・運送機関（航空会社等）
- ・ランドオペレーター

加えて、入国要件の検索ツールとして“Sherpa”がある。

<Sherpa（入国要件を検索するツール）>

<https://apply.joinsherpa.com/travel-restrictions?affiliateid=americanairlines>

現時点での正しい情報を把握するために、JATAでは日本航空やアメリカン航空が加盟するワンワールドアライアンスが利用している『Sherpa』を推奨する。

■利用上の注意事項

知的財産権の観点からURLの転載などの二次使用は不可。

提供される各国入国要件は、日々変更が行われるため十分注意のこと。

<デスティネーションの入国審査や検疫の際に必要となるもの（入国要件）>

※依然として一部の国・地域では入国要件として証明書等の提示が必要となっている。

ア 入国時必要な証明書、その他書類（フォーム等）

- a **ワクチン接種証明書**: 日本政府がワクチン接種を完了したことを証明するもの。
 - *ワクチン接種証明書の（入国要件としての）要・不要の確認。
 - *ワクチンの種類、接種回数、最終接種日等条件の確認。
 - *ワクチン接種証明書提示が義務付けられている年齢の確認。
 - *ワクチン接種証明書の提示が免除される条件や必要書類の確認。
- b **検査証明書（陰性証明書）**: 以下の点に留意すること。
 - *検査証明書（陰性証明書）の（入国要件としての）要・不要の確認。
 - *検査日（到着前 24 時間以内、48 時間以内など）の確認。
 - *検体採取・検査方法等の確認。
 - *検査証明書（陰性証明書）提示が義務付けられている年齢の確認。
- c **宣誓書、健康申告書等**
 - *デスティネーションによって筆記または WEB 入力等により提出が求められている。
 - *デスティネーションによっては、入国要件として海外旅行保険の加入が必要な場合がある。

イ その提示方法の例

（デスティネーションによって提示方法が異なる場合がある。）

- a 紙製の日本自治体発行のワクチン接種証明書
 - b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ（発行元がデジタル庁であること）
 - c 紙製もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）
 - d デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイト
 - *上記についてはアプリのダウンロード、必要項目の入力、証明書のアップロードなどの方法をお客様に適切に案内すること。（アプリ等によっては英語対応の場合があるので、お客様にとってわかりやすい案内を心がけること。）
- ウ デスティネーションによっては入国時及び入国後に PCR 検査等が必要な場合や入国後の一定期間の隔離、医学観察期間（指定施設の入場不可）がある。

<航空会社の搭乗手続時に必要となるもの>

航空会社の搭乗手続時においてはデスティネーションや乗り継ぎ地の入国要件で定められているワクチン接種証明や検査証明（陰性証明）等の書類の提示が必要な場合がある。その提示方法が入国審査・検疫の場面とは異なる場合があるので、航空会社のホームページ等で最新の情報を入手すること。

ア デスティネーションの入国要件で定められた必要な書類等の提示

（航空会社によって提示方法が異なる。）

- a 紙製の日本自治体発行のワクチン接種証明書
- b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ（発行元がデジタル庁であること）
- c 紙製もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）
- d デジタルヘルスパスポート（VeriFLY 等）
- e デスティネーションの国・州が指定する WEB サイトやアプリへの登録

e 航空会社が指定・推奨するWEBサイトやアプリ

*上記についてはアプリのダウンロード、必要項目の入力、証明書のアップロードなどの方法をお客様に適切に案内すること。(アプリ等によっては英語対応の場合があるので、お客様にとってわかりやすい案内を心がけること。

<クルーズの乗船手続時に必要となるもの>

クルーズの乗船手続時に必要となるもの等については、クルーズ会社に確認すること。

<日本帰国時の検疫措置について>

「厚生労働省・水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

「厚生労働省・日本へ入国・帰国する皆様へ」

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

ア 日本帰国時の検疫措置

有効なワクチン接種証明書	日本帰国時の検疫措置			
	出国前検査証明書	質問票	到着時検査	入国後待機
あり	不要			
なし	必要	必要	なし	なし

*有効なワクチン接種証明書については以下を参照のこと。(3回の接種が確認できること)

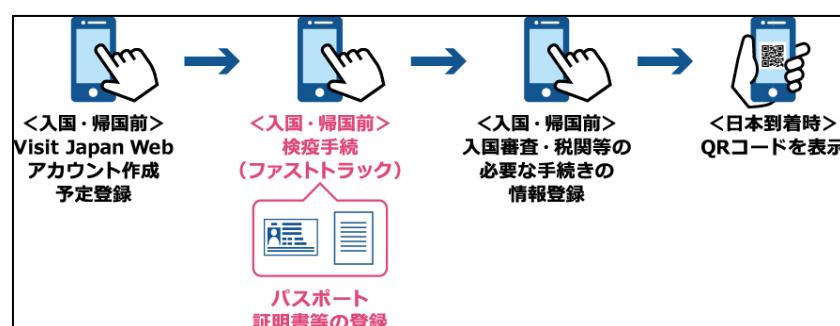
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

*有効なワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも提示できない場合は、検疫法に基づき、原則として日本への上陸が認められず、また出発国において航空機への搭乗を拒否されるため、注意が必要。

*新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合は、入国時検査を実施する。検査結果が陽性の場合は、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になる。

イ ファストトラックについて(Visit Japan Webから行う検疫手続)

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>



- a 事前登録：Visit Japan Web にて行う。（2022年11月1日より）
- b 登録期限：入国予定日から2週間以内～搭乗便到着予定日時の6時間前まで
- c 用意するもの：
 - ・インターネットにアクセスできるPCやスマートフォン
 - ・パスポート番号
 - ・ワクチン接種証明書

または

出国前72時間以内の検査証明書（陰性証明書）（※）

（※）有効なワクチン接種証明書を保持していない場合は、出国前72時間以内に検体採取した検査証明書（陰性証明書）の提出が必要。
- d Visit Japan Webについて：<https://vju-lp.digital.go.jp/>
 - ・必要な書類等を登録し、審査が完了すると画面が“青色”に変わる。
 - ・ワクチン接種証明書を「無」で登録し、出国前72時間以内の検査証明書の確認が完了するまで、画面は“黄色”となる。
 - ・申請内容に不備がある場合は、画面は“赤色”になる。再登録が必要。

（日本帰国前にファストトラックで行うこと）

「必要書類・情報の事前登録」：Visit Japan Webの画面の指示に従って、以下の書類・情報を入国予定日から2週間以内～搭乗便到着予定日時の6時間前までに登録完了する。

- ・質問票
 - ・ワクチン接種証明書
- または
- 出国前72時間以内の検査証明書（陰性証明書）（※）
- （※）有効なワクチン接種証明書を保持していない場合は、出国前72時間以内に検体採取した検査証明書（陰性証明書）の提出が必要。

（日本到着時にファストトラックで行うこと）

「日本入国情時にVisit Japan Webの検疫のQRコードの画面を提示」

ウ 日本帰国時に必要となる書類等

- a ワクチン接種証明書（Visit Japan Webへの登録）

有効と認められる日本国内のワクチン接種証明書は、以下の通り。

 - ・政府又は地方公共団体発行の新型コロナウィルス予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナウィルスワクチン接種証明書）
 - ・地方公共団体発行の新型コロナウィルスワクチン予防接種済証
 - ・医療機関等発行の新型コロナウィルスワクチン接種記録書
 - ・新型コロナワクチン接種証明書アプリ（発行元がデジタル庁であること）

※「ファストトラック」利用者は、Visit Japan Webにアップロードする。

（注意）有効なワクチン接種証明書を保持していない18歳未満の子供については、有効な接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該子供の行動管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を保持する者として取り扱い、当該監護者と同様の検査証明書（陰性証明書）の免除が認められる。

※接種証明書を保持していない18歳未満の子供が単独で（接種証明書を保持する保護者の同伴なしで）入国する場合には、上記の特例は認められない。

b 検査証明書（陰性証明書）（Visit Japan Webへの登録）

有効なワクチン接種証明書を保持していない全ての入国者（日本人を含む）は、出国前72時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された陰性の検査証明書を入国時に、検疫所へ提示しなければならない。

有効なワクチン接種証明書又は検査証明書（陰性証明書）のいずれも提示できない場合、検疫法に基づき、原則として日本への上陸が認められない。

- ・ 検査証明書（陰性証明書）の様式については特に指定はなく、任意のフォーマットで可。但し、必須項目が日本語または英語で記載されている必要がある。

（参考）厚生労働省【水際対策】出国前検査証明書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

- ・ 有効と認められる検体及び検査方法であること。
- ・ 検体採取が出国前72時間以内であること。

（参考）厚生労働省 検査証明書について（Q&A）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

c 質問票（Visit Japan Webから入力）

待機期間中における健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を確認する。日本国内で入国者本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載のこと。

③新型コロナウィルス感染症ガイドライン・感染防止対策

デスティネーションあるいは旅行サービス提供事業者（航空会社、鉄道、クルーズ、ホテルなど）毎に定められた新型コロナウィルス感染症ガイドライン・感染防止対策を確認し、現地で新型コロナウィルス感染症の陽性結果が出た場合の流れを含め重要な事項は、出発前、旅行中にお客様に適切なタイミングでご案内できるようにしておくこと。

（2）企画旅行（募集型・受注型）における原則

①デスティネーション選定に関する原則

ア デスティネーション選定にあたっては日本国政府の方針に加え、外務省・感染症危険情報、現地の新型コロナウィルスの感染状況（ワクチン接種率・死亡者数・新規感染者数など）、現地医療体制、ロックダウン等行動規制の有無、デスティネーションのガイドライン等を基準とすること。

イ デスティネーションのガイドラインが国・地域によって違いがあることが考えられるが、新型コロナウィルス感染症が終息していない現状を踏まえ、旅行会社として可能な限りの感染防止のための注意喚起等を行うこと。

②企画旅行参加者の条件に関する原則

ア 企画旅行参加者は原則としてデスティネーションの入国要件を満たしていることを条件とする。

③旅程管理における原則

- ア 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等及び現地手配を委託する現地ランドオペレーターについては、事前に事業者自らが定めるガイドラインあるいはデスティネーションの定めるガイドラインに沿った適切な感染防止対策の実施が確認できていることを利用の条件とする。
- イ 利用する旅行サービス提供事業者の感染防止対策が不十分と判断された時は、ただちに当該事業者の利用を中止し、他の事業者に変更すること。
- ウ 添乗員、現地ランドオペレーター（現地係員・ガイド含む）は各ガイドラインを遵守し、お客様に対して旅行中の感染防止を心掛けたご案内をすること。なお、現地係員等のいないフリー型の企画旅行の場合は、出発前にお客様が行うべき感染防止対策について案内を徹底すること。

④旅行の実施における原則

- ア 現地の感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅程の変更や中止を検討し、旅行者の安全確保に努めること。（現地医療体制の逼迫、ロックダウン等の行動規制、航空便の運航状況など）

2 海外旅行における感染防止対策

(1) お客様への案内及び要請事項

※添乗員無しや現地係員対応がないフリー型の企画旅行及び手配旅行については下記①～③についてお客様ご自身で実践いただくため、出発前に適切な方法でお客様にご案内すること。

① マスクの着用

- ア 原則としてデスティネーション及び運送機関が定める基準に従うこと。また、お客様に対して基準に関する最新情報をご案内すること。（感染者数の増加傾向がみられた場合、デスティネーション及び運送機関が定める基準が変わる可能性もあるので、注意が必要である。）

② 対人距離の確保

- ア 対人距離についても、原則としてデスティネーションが定める基準に従うこと。

③ 換気

- ア 客室内等、可能な限り窓を開けるなどのこまめな換気をご案内すること。

(2) 海外旅行保険の加入推奨

- ①滞在先で新型コロナウィルス感染症に罹患した場合に備えて、お客様に現地医療機関と多く提携し、新型コロナウィルス感染症に対する十分な補償（※1）が組み込まれた海外旅行保険の申し込みを強く推奨（※2）すること。なお、保険会社によって現地での医療情報提供体制が異なる場合がある。またクレジットカード付帯の海外旅行保険については旅行代金や航空券代をそのクレジットカードで支払うことが付帯の海外旅行保険を利用できる条件となっている場合や補償内容が低く抑えられている場合もあるのでお客様には詳しく案内することが求められる。
- ②企画旅行（募集型・受注型）において取扱事業者は、新型コロナウィルス感染症に罹患した場合に備えて、お客様が申し込んだ海外旅行保険の情報を可能な限り事前に収集し、海外旅行保険会社のサポートデスクや医療機関への連絡がスムーズに行えるようにしておくこと。添乗員や現地係員がいない企画旅行については、お客様に対し海外旅行保険会社のサポートデスクの活用を出発前にご案内すること。

- ③手配旅行においては、お客様に対し海外旅行保険のご案内を必ず行うこと。(※2)
- (※1) 現地での治療費等が高額になる場合に備え、治療・救援費用の補償金額を現地の医療事情に合わせて手厚くすることや、旅行変更費用（特約）を追加することなどを検討する。
- (※2) 保険代理店の委託を受けていない旅行代理店や、募集人資格がない者が、保険募集に該当する行為（注）を行うと無資格募集になるため留意すること。保険代理店の委託を受けていない場合は、海外旅行保険を取り扱っている代理店や保険会社に相談・照会すること。
- (注) 保険募集に該当する行為
1. 保険契約の締結の勧誘
 2. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
 3. 保険契約の申込の受領（手続き）
 4. その他の保険契約の締結の代理または媒介

(3) たびレジ登録のご案内、現地日本大使館・領事館への連絡

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

- ①渡航前にお客様には外務省 海外安全情報配信サービスのたびレジに登録するようご案内すること。
- ②企画旅行に参加するお客様が万が一滞在先で新型コロナウィルス感染症に罹患した場合には添乗員あるいは現地係員から（添乗員や現地係員がいない企画旅行の場合は、可能な限りお客様本人から）現地日本大使館・領事館にも連絡すること。
(たびレジに登録することにより、現地日本大使館・領事館の連絡先も確認することが可能)「登録が完了した方に送付する「登録完了お知らせメール」にて、渡航先の国・地域の大天使館・総領事館の連絡先やホームページへのリンク情報をお知らせしています。」（たびレジ FAQ より）

(4) 手配旅行における原則

- ①上述 1. **海外旅行における留意すべき基本原則** (1) 事前に確認すべき事項及び 2. **海外旅行における感染防止対策** (1) ~ (3) についてお客様に最新の情報に基づいてご案内すること。
- ②デスティネーション及び利用する旅行サービス提供事業者（航空会社、鉄道、クルーズ、ホテルなど）が定めるガイドラインを確認するようお客様に促すとともに、必要に応じて情報提供などに配慮すること。
- ③現地の新型コロナウィルス感染症に関する感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、お客様に助言すること。

(5) 旅行会社・現地ランドオペレーターが行うべきこと

① **（企画旅行）旅行の条件となっている証明書、アプリ等の案内**

ア 上述 1. **海外旅行における留意すべき基本原則** (1) 事前に確認すべき事項 ②必要な証明書、アプリ等について に記載されている内容について、証明書の入手、検査予約、アプリのダウンロードなどお客様ご自身が行わなければならないことが多いため、漏れのないよう、前広に適切な方法でお客様にご案内すること。

② **（企画旅行）旅行中、参加者に新型コロナウィルス感染症の症状（またはその疑い）が出た場合**

- ア 企画旅行において旅行中の参加者に発熱または風邪等の症状がある場合は、速やかに海外旅行保険会社のサポートデスクに連絡を取り、現地当局の指示に基づいた医療機関の受診、ホテル待機、PCR検査の受検等の対応を取ること。また、現地ランドオペレーターと連携・情報共有し、必要な手配の変更を行うこと。
- イ 濃厚接触者（と考えられる参加者等）について海外旅行保険会社のサポートデスクや医療機関を通じ対応方（受診、ホテル待機、PCR検査等）を確認、指示を仰ぐこと。濃厚接触者の定義（定義の有無、濃厚接触者の扱い等）はデスティネーションで異なるので確認が必要である。
- ウ 団体旅行等で上記アの参加者と同一行動していた参加者には事情を説明し、当該国・地域のガイドライン等に基づき今後（PCR検査の受検、濃厚接触者の特定や隔離、団体行動からの離団など）ご理解・ご協力いただくべきことについてご案内すること。

③ （企画旅行）旅行中、参加者に新型コロナウィルス感染症の陽性結果が出た場合

- ア 企画旅行参加者に新型コロナウィルス感染症の陽性反応が出た場合は医療機関等の指示に基づき入院・隔離などの対応を行うこと。また、日本大使館・領事館へも連絡を取ること。またデスティネーションによって、陽性反応が出た場合の条件（隔離日数・場所、再検査の要否等）が異なるので事前に確認すること。
- イ 上記アの状況により、旅行継続が不可能と判断された場合は参加者に事情を十分説明した上で、旅行を中止する。参加者から帰路手配の求めがあれば、当該参加者の負担により延泊・帰国便・保険延長等の手配を行い、可能な限り速やかに帰国させること。
- ウ 旅行開始後に旅行を中止する場合は、旅行者が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る部分の旅行代金は返金しなければならない。この際、旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料は参加者の負担となる。

(参考)

*東京海上日動海外総合サポートデスク

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/telephone/?_ga=2.63546415.1807269777.1634518262-656458920.1633049607

*外務省 世界の医療事情

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

*外務省 医務官駐在公館

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/tantou.html>

*外務省 大使館・総領事館のできること

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf>

第1版 2021年12月16日

第2版 2022年4月13日

第3版 2022年6月16日

第4版 2022年12月21日